

香美町立柴山保育所 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 施設の概要

種別	保育所
名称	香美町立柴山保育所
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区上計2-4
連絡先	0796-37-0352
施設長氏名	邑橋 喜代子
開設年月日	昭和25年10月1日
利用定員	2号認定：30人（3歳児：15人、4歳児：15人） 3号認定：15人（0歳児：2人、1歳児：6人、2歳児：7人）

2 目標・理念及び運営方針

目標・理念・ 運営方針	○保育理念（事業運営方針） ・小さな命が、せいいっぱい輝く保育所 ・家庭的な雰囲気の中で、一人一人の育ちを尊重し、所・家庭・地域が手をつないで歩む保育所 ○保育目標 心豊かに元気よく育つ子どもをめざして
----------------	--

3 敷地・園舎・設備の概要

敷地：1,500.01㎡、園舎：469.90㎡、園庭：448.02㎡
職員室、医務室、便所、ほふく室、保育室A、保育室B、遊戯室、調理室、屋外プール

4 職員体制

職種	職員数	うち常勤	うち非常勤	備考
所長	1人	1人	人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	5人	5人	人	
保育補助者	3人	3人	人	
調理員	2人	2人	人	

5 保育を提供する日・時間及び提供を行わない日

開所日		月曜日～土曜日
開所時間		午前7時～午後7時
保育認定	保育標準時間	開所時間のうち11時間
	保育短時間	午前8時～午後4時
保育時間	通常保育	午前8時～午後4時
	時間外保育	午前7時～午前8時、午後4時～午後7時
休業日		日曜日・祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日）

6 利用料等

		単位	利用料等
利用者負担（3歳児未満保育料）		1月	香美町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の別表に基づき、こどもの属する世帯の市町村民税等に応じて定める額
給食費		1月	0円（副食費相当額4,700円は無償化）
一時保育利用料		1回	1日3,000円 半日（給食有）2,000円（給食無）1,500円
実費	制服・体操服代	入所時	5,700円～6,850円
	帽子・絵本バッグ代	1年	1,740円
	保護者会費	1年	8,400円（月700円）
	絵本代	1月	400円程度（白組のみ）

7 提供する保育の内容

保育、延長保育、一時保育、給食

8 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	保育の必要性を審査し、定員数に対する申込者数で判断して決定します。
退所理由	認定期間が終了した場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所の対象となります。
利用にあたっての留意事項	・欠席や遅刻の連絡は8：30までにしてください。 ・体調がいつもの様子と違う時は、早めの養生や受診をお願いします。

9 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式 進級式 家庭訪問
5 月	保育参観日 クラス懇談会 春の遠足 交通安全教室
6 月	節句の会 歯科検診 内科検診 虫歯予防教室
7 月	七夕まつり おみこし行進 おやこ漁火まつり プール開き 個別懇談会
8 月	プール遊び
9 月	家族運動会 親子遠足
10 月	おみこし行進 内科検診 引き渡し訓練 野点 祖父母参観日 オープン保育
11 月	防火教室 お遊戯会
12 月	クリスマス会 もちつき会 個別懇談会
1 月	初釜（お茶会）
2 月	豆まき お別れお茶会 入園・継続説明会 新入所児体験保育
3 月	ひな祭りの会 お別れ会 個別懇談会 卒園式

週定例行事・・・朝の集まり・お茶会・お話宅急便 月定例行事・・・誕生会・身体測定・避難訓練

10 嘱託医

医療機関の名称	公立香住病院
医師名	杉原 進

11 嘱託歯科医

医療機関の名称	蔵野歯科
医師名	蔵野 彰王

12 緊急時における対応方法

緊急連絡先に電話で連絡をする

13 非常災害対策

防火管理者	邑橋 喜代子（所長）
消防計画届出年月日	令和6年4月15日
避難訓練	毎月1回
防災設備	自動火災探知器、煙感知器・誘導灯など
避難場所	園庭 スポーツパーク
緊急時の連絡手段	緊急連絡先へ電話連絡

1 4 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	河原 千晶（主任保育士）
------------	--------------

1 5 賠償責任保険の加入状況

保険の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度
保険の内容	柴山保育所の管理下（登園・通園を含む）における園児の災害（負傷、疾病、傷害または死亡）に対する災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）
保険金額	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条の災害共済給付の給付基準による

1 6 個人情報取り扱い

- (1) 業務上知り得た園児や保護者に係る個人情報は、法令等を遵守し、適切に取り扱います。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。
 - ・ 幼稚園への円滑な移行・接続が図れるよう、入園予定の幼稚園との間で必要な連絡調整を行うとき
 - ・ 園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、町やその他公的機関との間で必要な連絡調整を行うとき
 - ・ 緊急時において、医療機関その他関係機関に必要な情報提供を行うとき
- (2) 保育所内において、写真や園児の名前が記入してあるものなどを掲示することがあります。
- (3) 園児の写真を園外で使用する場合は保護者に使用の許諾の確認をいたします。

1 7 その他保護者に説明すべき事項

- ・ 早寝、早起き等規則正しい生活をしましょう。
- ・ 十分な睡眠と朝食をしっかり食べて登所させてください。
- ・ 毎朝の洗顔・歯磨き、排便の習慣をつけましょう。
- ・ 口の周り、爪、耳、髪の毛は清潔にして登所させてください。
- ・ 子どもが自分でできるように見守りましょう。
- ・ してよいことと悪いことの区別が出来るようにしていきましょう。